

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案  
に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※1の個人・団体からご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上内容を適宜要約しています。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
改正後の国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）第12条第5号ロに定める「計画の作成等の用に供するソフトウェア」について、規制対象に誤解が生じないように具体的にどのようなソフトウェアが該当するのか制度の解説等において例示いただきたい。	今後公表予定の解説資料においてお示しいたします。